

中堅企業を輸出者とする輸出契約に係る中小企業・農林水産業輸出代金保険の取扱いについて・新旧対照表

新	旧	備考
<p>中堅企業を輸出者とする輸出契約に係る 中小企業・農林水産業輸出代金保険の取扱いについて</p> <p>令和7年1月16日 25-制度-00001 <u>沿革 令和7年12月22日 一部改正</u></p> <p>輸出契約のうち、中堅企業（常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であって、中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成29年4月1日 17-制度-00048。以下「運用規程」という。）第2条第1号イからヘまでのいずれにも該当しない者をいう。以下同じ。）を輸出者とするものに対する中小企業・農林水産業輸出代金保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	<p>中堅企業を輸出者とする輸出契約に係る 中小企業・農林水産業輸出代金保険の取扱いについて</p> <p>令和7年1月16日 25-制度-00001</p> <p>輸出契約のうち、中堅企業（常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社及び個人であって、中小企業・農林水産業輸出代金保険運用規程（平成29年4月1日 17-制度-00048。以下「運用規程」という。）第2条第1号イからヘまでのいずれにも該当しない者をいう。以下同じ。）を輸出者とするものに対する中小企業・農林水産業輸出代金保険については、下記のとおり取り扱う。</p> <p>記</p>	
(特約付帯漏れに係る訂正) 第3条 保険契約者が、中小企業・農林水産業輸出代金保険に係る保険申込み時に第1条に規定する申告を行わなかった場合であって、保険契約締結後に中堅企業特約の付帯を希望するときは、中小企業・農林水産業輸出代金保険 <u>約款</u> （平成29年4月1日 17-制度-00005） <u>第38条に基づき日本貿易保険がそのホームページにおいて対外的に周知する</u> 様式による中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書を日本貿易保険に提出しなければならない。この場合において、日本貿易保険は、被保険者が保険申込み時において中堅企業に該当していた場合に限り、中堅企業特約の付帯を保険契約締結日にさかのぼって承認するものとする。内容変更等通知期限後に当該申請が行われた場合についても同様とする。	(特約付帯漏れに係る訂正) 第3条 保険契約者が、中小企業・農林水産業輸出代金保険に係る保険申込み時に第1条に規定する申告を行わなかった場合であって、保険契約締結後に中堅企業特約の付帯を希望するときは、中小企業・農林水産業輸出代金保険 <u>手続細則</u> （平成29年4月1日 17-制度-00039） <u>の規定により</u> 様式 <u>第2-2</u> による中小企業・農林水産業輸出代金保険訂正承認申請書を日本貿易保険に提出しなければならない。この場合において、日本貿易保険は、被保険者が保険申込み時において中堅企業に該当していた場合に限り、中堅企業特約の付帯を保険契約締結日にさかのぼって承認するものとする。内容変更等通知期限後に当該申請が行われた場合についても同様とする。	
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和8年2月2日から実施する。</u>		